

平成18年7月13日

全国重症心身障害児（者）を守る会  
各支部長 様  
各運動推進委員 様  
各常任理事会委員 様  
各ブロック事務局長 様

全国重症心身障害児（者）を守る会  
会長 北浦雅子

国立病院における利用契約書の標準案等について（情報提供）

障害者自立支援法が施行され、利用契約への移行などに向けて、会員の皆様は様々な準備を進めておられるのではないかと思います。

さて、独立行政法人国立病院機構においては、障害者自立支援法の省令（案）が示されたことを受けて、国立病院における標準的な利用契約書案等を、過日、各国立病院に示されました。

この資料が当会にも送付されて参りましたので、情報提供します。

会員の皆様に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、この資料は当会のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

記

1. 情報提供する資料

- 資料1 「重症心身障害児・肢体不自由児施設サービス」利用契約書（案）
- 資料2 「療養介護サービス」利用契約書（案）
- 資料3 「療養介護サービス利用契約」重要事項説明書

2. 資料の説明

- (1) 資料1は、国立病院が従前どおり児童福祉法に基づく指定医療機関である場合の標準的な利用契約書案です。
- (2) 資料2は、国立病院が障害者自立支援法に基づき、療養介護サービスを提供する事業者となった場合の標準的な利用契約書案です。
- (3) 資料3は、資料2に関連する標準的な重要事項説明書案です。

なお、この資料は、資料1による利用契約時に重要事項説明書として利用される場合があります。